

手話言語法制定事業国内調査報告

1. 差別事例の収集状況

- ・ 目標：2000 事例（2012 年 3 月末まで）
- ・ 現在収集済みは 585 事例
- ・ 収集した事例については、すべて K-J 法により分類作業済
- ・ 主な収集先：全通研調査、聾者への個別ヒアリング、日聴紙、聴覚障害関係書籍、ろうあ連盟評議員会資料など。

2. 収集結果

1) 手話に関する差別事例の類型化→5つの権利（概念図参照）

- ・ 手話を獲得する
- ・ 手話で学ぶ（手話言語話者から直接学ぶ、手話通訳を利用して学ぶ）
- ・ 手話を学ぶ（自分の使用する言語について理解を深める）
- ・ 手話を使う（手話話者と話す、手話通訳を利用する）
- ・ 手話を守る（保存する、普及する、研究する）

3. 象徴的な差別事例

1) 手話を獲得する

①親が手話と出会う機会がない

- ・ 医療現場：診断の際に手話に関する情報提供がない。あるいは否定的な情報提供がされる。
- ・ 教育現場：ろう学校教員による手話の否定

→「手話で教育をしたいなら、よその学校に行ってください」と言われた。

②家族内でのコミュニケーション不成立

- ・ 聞こえる親と聞こえない子どもとのコミュニケーションが通じない。しかし親のために手話を教えてくれる場所もない。

③子どもが手話と出会う機会がない

a) ろう学校内における手話の禁止、口話の強制

- ・ 手話を少しでも使用すると体罰を受けた
- ・ 先生の口話が読み取れないとプールに放り投げられ溺れかけた

- ・ 声の調節ができず、口に指を突っ込まれた
- b) ろう学校教員の手話のスキル, 意識
 - ・ 子どもの手話が読み取れない (技術)
 - ・ 子ども達の前で手話を使わず音声のみで教員同士の会話がなされる (意識)
- c) ろう学校を選択しないために手話に出会う機会が剥奪される
- ④手話を獲得できなかったろう者の問題
 - ・ 聞こえない子ども同士のコミュニケーションの不成立
 - ・ ろうコミュニティ・手話に対する抵抗感
 - ・ 精神的な不安定感「自分は何者か分からない」
 - ・ 相手に分かるように手話をどう表したらいいのか分からない (未就学高齢ろうあ者の問題)
 - ・ 災害時のとき十分な意思疎通ができなかった (未就学ろう者の問題)
 - ・ 大事な話のとき手話通訳がついていても, その手話が分からない

2) 手話で学ぶ

- ①手話で直接的に教授してもらえない: ろう学校
 - ・ 教科学習のはずが, 用語の発音訓練になってしまう。
 - ・ 学年相応の教科書にそった学習がされない
 - ・ 先生は子ども達の能力が低いと判断してしまう
- ②学習の場に手話通訳がない: インテグレーション環境, 大学の情報保障
 - ・ 学力向上が妨げられる
 - ・ 単純化された内容にされてしまう

3) 手話を学ぶ

- ・ 手話の構造 (CLなど) について理解を深めたいのに, その場がない
- ・ 手話を身につけると日本語が獲得できないという教育現場での誤解がある
- ・ ろう学校の先生が手話についての専門的 (言語学的) 知識がない。
 - 「国語」として日本語の文法的な学習の時間があるのに, 手話にはない。

4) 手話を使う

- ①手話ができる人材の不足 (手話による直接的支援)
 - ・ 医療関係者が手話ができないために, 緊急を要する手術の際にも同意のため

に手話通訳を必要とする

②手話通訳者の不足（手話による間接的支援）

- ・就労場面にて手話通訳などの支援がない
- ・インフォーマルな場で手話通訳がない
- ・手話通訳現場での問題

③手話を選択できない

- ・（手話通訳があっても聞こえる側から筆談がいいと）手話の選択を拒否される
- ・家族の中での手話の拒否（家族内でコミュニケーションが成立しない）

5) 手話を守る（手話を普及し、保存し、研究する）

①社会において手話についての認識度（理解度）が低い（誤解、偏見）

- ・手話を使っているとじろじろと見られ、酔っぱらいが絡んで来た
→「蛇の目寿司事件」のような事件も
- ・文章の中で助詞の使い方が間違っていたために、「この人知的障害なの？」と医師に言われた
- ・「私の授業は抽象度が高いから、手話通訳では伝わらないだろう」と大学の授業で教員から言われた（手話は身振りみたいなものという誤解）。
- ・手話について研究できる場（学部、学科、専攻）がない